消費者契約法施行規則及び消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）の概要

令　和　８　年　５　月
消費者庁消費者制度課

趣　旨

民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４８号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、消費者契約法施行規則（平成１９年内閣府令第１７号。以下「契約法規則」という。）及び消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則（平成２７年内閣府令第６２号。以下「特例法規則」という。）について、以下の所要の措置を講ずるもの。

改正の概要

改正法の施行に伴い、民事訴訟法（平成８年法律第１０９号）上の訴訟記録が原則電子化され、「判決書」、「決定書」又は「調書」がそれぞれ「電子判決書」、「電子決定書」又は「電子調書」となることに伴い、「判決書」、「決定書」、「調書」を引用する契約法規則及び特例法規則につき用語の改正を行うとともに、民事訴訟法第２６１条第４項が新設されたことにより、同条において同項以降の項番号にずれが生じるところ、契約法規則及び特例法規則につき、項番号のずれに伴う規定の改正を行うもの。

施行期日

本内閣府令は、改正法の施行日と合わせ、令和８年５月２１日から施行することとする。

今後の予定

公　　布　　～令和８年５月２０日
施　　行　　令和８年５月２１日

以上